

業務前自動点呼の制度化に向けた 最終とりまとめについて

令和6年度 第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」

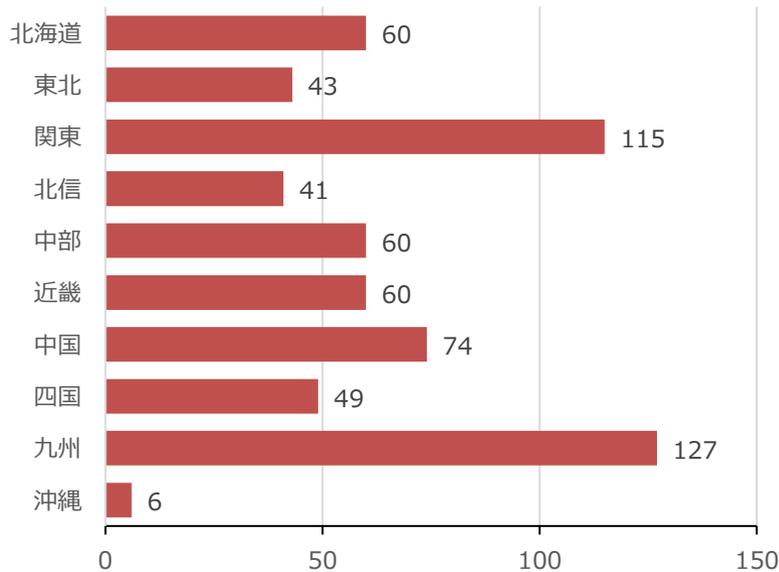
● 411の運送事業者が業務前自動点呼の先行実施を進めている状況。

■ 先行実施 申請集計

(一つの事業者で複数の業態の種別を申請している場合あり)

事業の種別	事業者数	営業所・車庫数
一般貨物	388	565
一般貸切	44	62
特定旅客	3	3
一般乗合	3	3
一般乗用	2	2

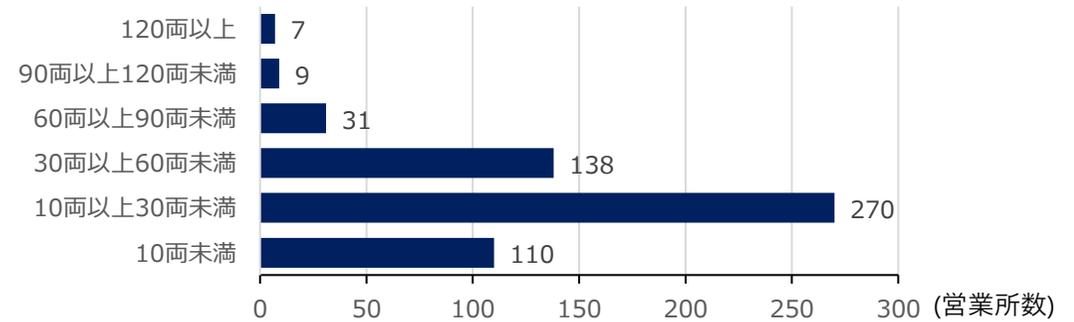
■ 先行実施 申請受付運輸局内訳 (営業所・車庫ベース)



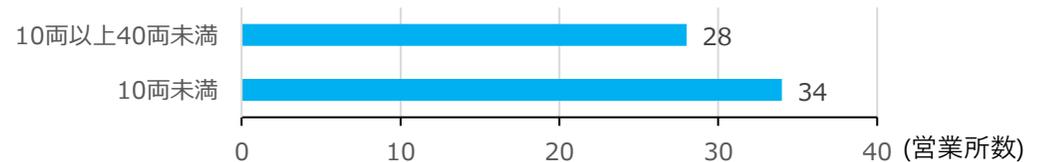
関東・九州で申請多い状況

■ 先行実施 申請事業者規模

【一般貨物】



【一般貸切】



【特定旅客】

10両未満：2 営業所、10両以上30両未満：1 営業所

【一般乗合】

10両未満：3 営業所

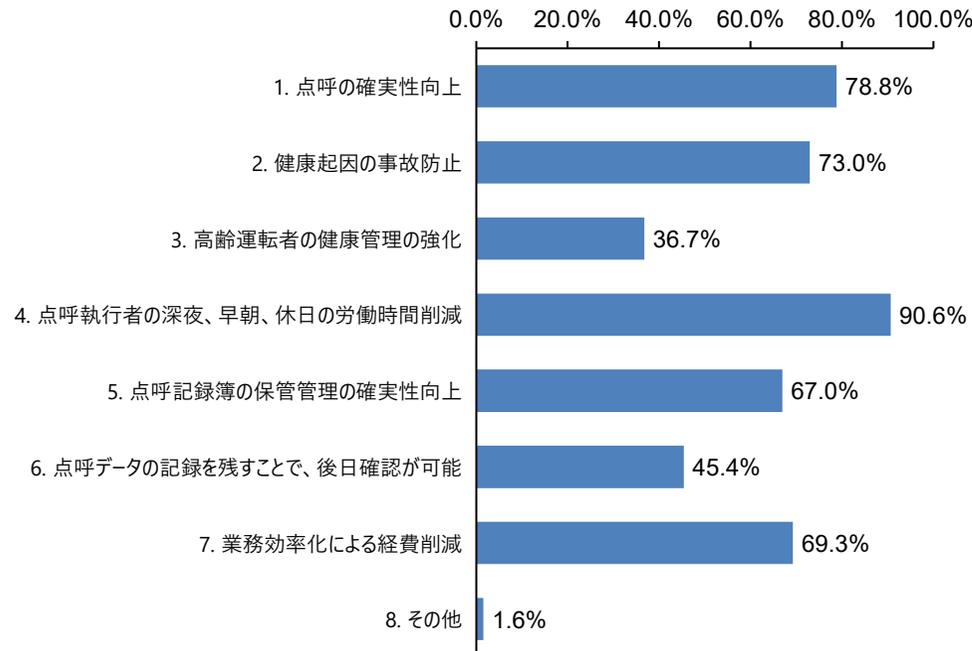
【一般乗用】

10両未満：1 営業所、90両以上120両未満：1 営業所

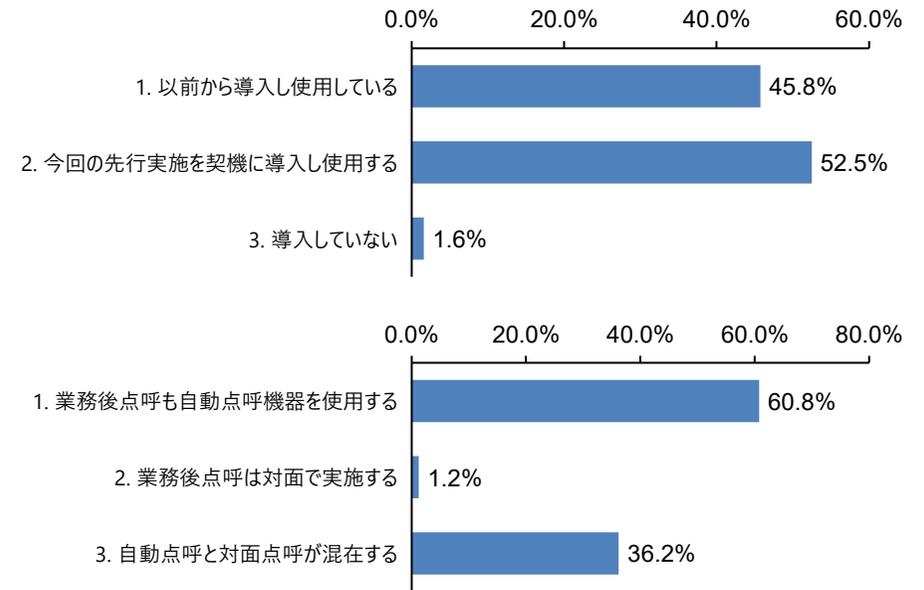
貨物は30両未満の営業所で約67%を占める

- 先行実施に参加する事業者に対して業務前自動点呼に取り組む意義や業務後自動点呼機器の導入状況を調査したところ、令和7年2月19日時点で403事業者（566営業所）から回答があった。
- 業務前自動点呼に取り組む意義として、ほとんどの者が点呼執行者の労働時間削減を挙げている。また、点呼の確実性向上、健康起因事故の防止を挙げる者も多い。
- 業務後自動点呼機器を先行実施の前から導入している者は半数近くであり、先行実施期間中は大半の者が業務後の点呼についても自動点呼機器を使用すると回答。

業務前自動点呼に取り組む意義



業務後自動点呼機器の導入状況及び先行実施での利用



- 運転者ごとに設定した平常時血圧値について、「先行実施開始前10日間の血圧測定値の平均を参考とした」が大半であった。また、平常時血圧値からの許容範囲では、10~20mmHg程度の乖離を許容する者が多かった。
 - 運転者ごとに設定した平常時体温について、「先行実施開始前10日間の体温の平均を参考とした」が大半であった。また、平常時体温からの許容範囲では、1°C以下の乖離を許容する者や、一律で体温の上限値を設定している者が多かった。
- (第2回WG調査時と傾向に変化なし)

平常時血圧値及び許容範囲の設定

平常時血圧値の決定方法	回答数
1.先行実施開始前10日間の血圧測定値の平均を参考とした	389
2.公的機関等から公表された血圧の平均値を参考とした	32
3.産業医等の助言をもとに設定した	15
4.そのほか（健康診断の結果を参考にした等）	14

平常時血圧値の許容範囲の設定

- ・一律で10~20mmHg程度の乖離を許容
- ・運転者ごとに許容範囲を1ヶ月間の血圧の変化を見て設定という意見があった。また室内外の気温の差を考慮して、許容範囲を多めに設定しているという意見もあった。

平常時体温及び許容範囲の設定

平常時体温の決定方法	回答数
1.先行実施開始前10日間の体温の平均を参考とした	334
2.公的機関等から公表された体温の平均値を参考とした	85
3.産業医等の助言をもとに設定した	12
4.そのほか（運転者の自己申告の値を参考にした等）	20

平常時体温の許容範囲の設定

- ・1°C以下の乖離を許容
- ・一律で体温の上限値を設定
- ・1°C以下の乖離を許容 + 上限値を設定という意見があった

- 10月から12月の何れかの時期に業務前自動点呼を開始した事業者は計145事業者、200営業所・車庫（同一営業所・車庫でも異なる運行形態の場合に複数計上）あり、3ヶ月間の業務前自動点呼の総実施回数は43,581回、業務前自動点呼を行った運転者数は延べ3,755人であった。
- 先行実施において、事業開始から1ヶ月が経過しない間、立会いのもとで業務前自動点呼を実施することを求めているが、事業者が従前と同等の安全性を確保することができると判断し、これよりも短い期間で、運行管理者が立ち会わない状況で実施いただいた事業者もみられた。
- 業態によらず、深夜早朝時間帯の運行管理者の負担軽減を目的として業務前自動点呼を導入している。

従前と同等の安全性を確保することができると判断した理由

■ 以前より業務後自動点呼を実施

以前より業務後自動点呼を実施しており、運転者は機器操作に慣れていた。先行実施事業開始一週間後には全ての運転者が機器操作に関して戸惑うことが全くなかった。

■ 事前の練習と準備

実施許可が下りる前に十分に練習をしていた

■ 運転者の技術的スキル

運転者は普段から納品先で顔認証システム等を利用して受付を行っており、PC操作にも慣れている者が多く、3日程度で機器操作に戸惑いなくなった

■ 操作の容易性

点呼機器はタッチパネル式で操作ができるものであり、戸惑いはなかった

■ 運行管理者による説明

対面点呼実施後に運行管理者立会いの下操作方法の説明を実施。先行実施事業開始から一週間様子を見たのち問題なしと判断したため、運行管理者の立ち合いなしで実施

業務前自動点呼の使用実態

業態によらず、深夜早朝時間帯の運行管理者の負担軽減を目的として自動点呼を導入している。

- 早朝の運行管理者の負担軽減のために、業務前自動点呼を導入。以前は、早朝の点呼のためだけに出勤後、一度帰宅し、夜間の点呼のために再度出勤していた。（一般貸切A）
- 早朝の運行管理者の負担軽減のために、業務前自動点呼を導入。点呼を運転者に指示事項等を伝える場としてとらえ、早朝以外は対面点呼を実施。夕方以降には、業務後自動点呼を導入。（一般乗用A）
- 深夜早朝・祝日の運行管理者の負担軽減のために、業務前自動点呼を導入。日中は点呼補助機器として利用し、対面点呼を実施。以前は、夜間の負担軽減を目的に業務後自動点呼を導入していた。業務前点呼については、IT点呼を導入していた。（一般貨物A）

- 10月～12月の業務前自動点呼の総実施回数**43,581**回に対し、
 - ◆ 中断（体温・血圧、疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告） **34回（0.078%）**
 - ◆ 中止（アルコール検知、日常点検結果の不良） **19回（0.044%）**
 - ◆ 機器故障 **43回超（-）**
 があり、運行管理者が適切に自動点呼を再開、対面点呼に切り替える等の対応ができていた。
- 業務前自動点呼により点呼を受けた運転者が交替した事例又は運行中止の事例は**4件**あり、業務前自動点呼を受けた運転者による事故は報告されていない。

業務前自動点呼の中断のケース

ケース	回数	発生した事象及び対応（例）
中断	34回 (0.078%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間勤務の運転者が睡眠時間入力を間違え登録して中断し、<u>対面立会により確認</u>（11月、2回、一般貨物） ● 体温が平常値からの許容範囲を超えたが、再度測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨物） ● 最大血圧が平常値からの許容範囲を超えたが、再度測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨物） ● 最低血圧で中断し、運行管理者の指示で再度血圧を測りなおし、範囲内となったため乗務可の判断をした。（11月、一般貨物） ● 最高血圧が162mmHg。運転者本人と対面確認を実施。睡眠時間、体調、疲労確認に異常は無く運転可能と判断。最高血圧のエラー設定値を再度見直し、<u>自動点呼を実施し運転OKと判断した</u>。（11月、一般貨物） ● 最低血圧で平常値の許容範囲を超えたが、再測定を実施し、許容範囲に収まったので運行を指示。（11月、一般貨物） ● 血圧が設定数値から外れた数値だったため、運行しなかった。（11月、一般貨物） ● 血圧が設定数値から外れた数値だったが、運行管理者立会いの下、再度、測定して設定数値内の数値を確認し運行開始させた。（11月、一般貨物） ● 最小血圧が設定値を上回った。雪かき後の血圧測定だったため呼吸が整うまで待機させたのち、<u>自動点呼を実施させた</u>。（12月、一般貨物） ● 最高血圧の値が高かったため、運行中止となった。（12月、一般貨物） ● 運転者の入力から睡眠時間不足となり、<u>仮眠をとり出発させた</u>。（12月、一般貨物） ● 血圧が高かったため中断。運転者に確認したところ、本人は健康状態は悪くないとのことで血圧を再測定した結果、血圧が低下していたため運行を許可した。（12月、一般貨物）

業務前自動点呼の中止・機器故障等のケース

ケース	回数	発生した事象及び対応（例）
中止	19回 (0.044%)	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコール呼気濃度が0ではなかった。運転者は抜歯の翌日、うがい薬の使用によりアルコールが検出されたが、1時間後にはアルコール濃度が0になったため、<u>対面点呼を経て乗車</u>。（10月、一般貨物） ● アルコール呼気濃度が0%でなかったが、<u>0%になったのを確認して運行開始させた</u>。（11月、2回、一般貨物） ● アルコール検出したが、口をゆすいでアルコールが出なかったため<u>対面で点呼して乗務させた</u>。（11月、2回、一般貨物） ● アルコール0.075 mg/Lを検出。運転者本人と対面確認を実施。前日の飲酒も無く、マウスウォッシュが原因。水道水で「うがい」を実施後、再度自動点呼を実施し、<u>アルコールチェック測定結果：0.0 mg/Lにて運転OKと判断した</u>。（11月、一般貨物） ● アルコール呼気濃度が0ではなかったため、運転者を交替させた。（11月、一般貨物） ● アルコール呼気濃度が0.100 mg/Lを検出。運転者本人と対面確認を実施。前日の飲酒量が多く、飲み過ぎが原因と判断。業務は代替の運転手に対応。（12月、一般貨物） ● 本人に確認したところ飲酒しておらず、目視でも変化はなかった。直前に朝食を済ませ口腔消毒液を使用した影響でアルコール反応が出たと判断。うがい後、別の検知器で測定した結果、呼気中アルコール濃度はゼロであり、<u>対面点呼を実施</u>。（12月、一般貨物）
機器故障	43回超 ※連続した機器故障があったため「超」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ● 体温測定はできたが、<u>血圧計のデータがうまく転送されずにシステムエラーが発生。対面点呼により対応した</u>。その後、メーカーに連絡しシステムエラーを解消。（10月、一般貨切） ● パソコンがフリーズし、一切の操作が出来なくなり、<u>運行管理補助者の対面点呼により対応した</u>。同日午後3時頃に運行管理者がパソコンを強制再起動。各種測定機器の作動状況等に異常がないことを確認した。（11月、一般貨切） ● ネットの不具合が発生し、<u>対面点呼により対応</u>。（11月、一般貨物） ● 11月中に体温計と血圧計のPC連携接続にエラーが頻発し、計測不能。<u>対面点呼に切り替え点呼を実施した</u>。（11月、一般貨切2営業所） ● Bluetoothの接続エラーにより体温測定できず、<u>立会いの運行管理者が対面点呼を実施して出発</u>。翌日機器の設定を変更し解決。（11月、一般貨物） ● 計9回血圧計の起動失敗し、システムやPCの再起動を行い、その後改善し<u>自動点呼を完了した</u>。（11月、一般貨物） ● 血圧計は作動していたが点呼機器との接続不良が発生したため、<u>対面点呼で対応した</u>。（12月、一般貨切） ● 機器の不具合により自動点呼を完了できない事例が複数回発生した。この場合、<u>本社とIT点呼を実施し乗務した</u>。（12月、一般貨物）

業務前自動点呼の中止・機器故障等のケース

ケース	回数	発生した事象及び対応（例）
現場での運用 (参考)	32回超 ※複数回との回答があったため「超」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔認証システムが運転手の顔をスムーズに認証できず、自動点呼の実施を見合わせて対面点呼で対応。その後、メーカーに問い合わせ、顔認証を再登録することで問題を解消。（10月、一般貨物） ● 点呼予定を入力しておらず、立会いの運行管理者が対面点呼を実施して出発。（11月、2営業所計6回、一般貨物） ● 運行管理者の設定ミスにより、対象となる運転者全員が自動点呼に間に合わない状況が生じた。このため、対面点呼で対応した。（12月、一般貨物） ● 業務前自動点呼の予定入力が行われていなかったため、運行管理者がその場で予定入力を行い、立会いのもと自動点呼を開始した。（12月、一般貨物） ● 点呼予定の入力が間違っており、自動点呼機器でエラーとなった。このため、対面点呼にて点呼を実施した。（12月、一般貨切） ● 点呼予定の入力者が急遽休みとなり、対応した者が間違えて入力した。このため、対面点呼で対応した。（12月、一般貨物） ● 急遽運行が入ったため、運行管理者の立ち合いで対面点呼を実施した。（12月、一般貨物） ● 室内温度が低すぎたため体温測定ができず、IT点呼に切り替えて対応した。翌日以降はエアコンを24時間稼働させることで問題を解消した。（12月、一般貨物）

- 先行実施要領に示した要件（機器・施設・社内体制）に対し、先行実施を実施する自動車運送事業者より、データ・情報を得て分析・考察を行い、制度化に向けた検討を進めてきた。

目的

検証すべき内容

検証に用いるデータ・情報

対面点呼と同等の行為が安定かつ継続し実施されていることの確認及び課題の把握

- 本人確認☆
 - 酒気帯びの確認☆
 - 健康状態の確認
 - 日常点検結果の確認
 - 安全確保のための必要な指示
 - 乗務可否の判断
 - 点呼結果の記録・伝達☆
- ☆:業務後自動点呼の要件を適用可能

事業用自動車の運行の安全の確保

自動点呼機器の使用がもたらす効果及び課題の把握

その他事業者の自動点呼機器使用に関する期待

定量的に判断ができる健康状態の確実な確認方法及び健康かどうかの判断について検討が必要

運転者の健康状態を数値で把握することによる点呼の確実性向上や健康起因の事故防止に資する必要

整備管理者と連携しながら、車両の整備管理を維持する方法の検討が必要

機器において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要かつ有効な指示となる必要

乗務可否の総合的な判断を行う方法の検討が必要。乗務不可と判断した場合、当該運転者が運行中止をする必要

点呼執行者の深夜、早朝、休日の労働時間削減など業務負担の軽減となる必要

点呼記録簿の電子化による保管管理の確実性向上や後日確認できることのメリットが生じる必要

システムが安定稼働し円滑な自動点呼が実施される必要。機器故障時等の非常時にも代替措置が講じられる必要

事業者、運行管理者・補助者、運転者が安心、信頼し自動点呼機器を使用できる必要

- ① **【月度調査】**事業者から業務前自動点呼実施に関するデータ・情報の収集
 - ・自動点呼実施回数
 - ・自動点呼中断の回数及び理由
 - ・自動点呼中止（乗務不可）の回数及び理由
 - ②
 - ③
 - ④
 - ⑤
 - ⑥
 - ⑦
 - ⑧
 - ⑨
- ・自動点呼を受けた運転者による運行の中断や事故発生状況
 - ・自動点呼未実施の事例と対応
 - ・機器故障等による対面点呼などへの切替 など

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥ **【期中・期末調査】**一部事業者へのヒアリング、運行管理者および運転者へのアンケート
 - ・自動点呼の利便性や信頼性評価
 - ・自動点呼による健康状態測定に対する有用性や効果の把握
 - ・運行管理者の業務負担の変化
 - ・運行の安全性確保に関する評価
 - ・制度や機器要件に関する意見 など
- ⑦
- ⑧
- ⑨

- 先行実施事業者の増加も踏まえ、他の事業者に対してもヒアリングを行ったが、前回ご提示した結果との差異は特になかった。
- 第2回WGで承認いただいた以下の方針にのっとり、要件とりまとめ（案）を作成した。

課題	検証結果	要件化に向けた対応方針
健康状態の報告・確認	<p>体温、血圧のバイタルデータの結果が運行管理者が設定した閾値から外れる場合、又は、運転者による疾病・疲労・睡眠状態の自己申告の結果が一つでも悪い場合、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が運転者の状況を確認し、運行可否の最終判断を行うことを求めた。運行管理者の確認を経て運行可となったケースが見られた。</p>	<p>業務前自動点呼において、体温、血圧の定量的なバイタルチェック及び健康状態の自己申告を求める。バイタルの結果が閾値から外れる場合、又は、自己申告の結果異常がみられる場合は、運行管理者による運行可否の判断を求めることとする。自動点呼のみを実施する場合、対面点呼で見られていた運転者の表情等の微妙な変化が見られなくなることから、運行管理者と運転者による定期的なコミュニケーション等を求めることとする。</p>
日常点検結果の報告・確認	<p>日常点検の結果の報告を求め、異常があった場合は点呼が中止され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が整備管理者と連携して対応する体制を求めた。実際に日常点検の異常により点呼が中断されるケースはなかった。（異常があった場合点呼実施前に対応）</p>	<p>点検記録簿は必ずしもデジタルでなくても可とするが、点呼時に日常点検の実施結果の入力・保存を求める。業務前自動点呼実施時の整備管理の実施方法については整備管理規定にて明記することを求めることとする。</p>
運転者への指示事項	<p>事前の指示事項の入力を求めた。事前に入力した内容に加え、リアルタイム性が求められる情報について伝達が必要な場合があった。</p>	<p>指示事項の事前入力は必須とする。また、リアルタイムでの伝達が必要となった場合の連絡体制の確保を求めることとする。</p>
業務可否の判断	<p>運転者の血圧が高かったこと、アルコール検知により業務不可となるケースがそれぞれ1件ずつあった。いずれも交替運転者を手配して運行を実施。健康状態確認において、運行管理者の確認を経て、運行可となったケースが見られた。</p>	<p>アルコール検知有、又は、車両異常有の場合は点呼が中止され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者の対応を求める。健康状態で異常が見られた場合は点呼は中断され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が内容を確認したうえで、運行可と判断した場合は運行管理者が点呼を再開できることとする。なお、運行管理者が確認する場合は必ずしも対面を求めないが、ビデオ通話等顔が見える方法を推奨とする。</p>

制度化に向けた要件等のとりまとめ方針

- 業務前自動点呼において想定される課題等に対し、**運行管理業務の確実性を担保するために必要な機器・システムが満たすべき要件**及び**運営上の遵守事項等**についてとりまとめる。

[業務前自動点呼の確実性に関する基本的な考え方]

点呼は輸送の安全を担う運行管理の要であって、その**確実性が損なわれるものであってはならない**。
 自動点呼は、点呼支援機器（ロボット等）に点呼における確認、指示項目の一部または全てを代替させて点呼を行うことを想定するが、従来の**対面点呼と同等の確実性が担保されるものでなければならない**。
 これを踏まえ、自動車運送事業者が点呼の確実性を確保した上で業務前自動点呼を実施するために、「業務前自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件」、「業務前自動点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件」、「運用上の遵守事項」を設定する。

	定義概要	安全に係る対応主体	機器と運行管理者の関わり方イメージ
業務前 点呼自動化	機器が点呼における全ての確認・判断を実施。点呼全体の最終判断も機器が実施。 点呼実施継続が困難な場合は、機器の要求等に運行管理者等が適切に対応。	機器 (点呼実施継続が困難な場合は運行管理者等)	運行管理者等は点呼に立ち会う必要はないが、非常時に常に対応できる体制が必要。 

ご意見

- 【機器要件】運行管理者の対応が必要となる際の警報・通知について
「点呼を中断、再開」という表現と「点呼を完了させない」という表現の違いは何か。例えば日常点検で異常が認められた場合、運行管理者へ通知・整備管理者へ連絡し、しかるべき措置を取れば運行可能となる場合は、一度中断したうえで再開も考えられるがいかがか。また、その際は履歴を電磁的に残すことも必要ではないか。

対応方針



- 「点呼を完了させない」はその「点呼が終了すること」を意味しています。
アルコールが検知された場合や、運行予定の事業用自動車に異常があった場合は、予定された点呼は完了できないようになり、再開する場合は再度点呼予定を入力していただくか、遠隔点呼等に切り替えていただくことを想定しています。
- なお、体温・血圧、疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果、点呼を中断、再開した場合には理由と、その判断を行った運行管理者の氏名を点呼結果として電磁的方法で1年間保存する機能を機器に求めています。

ご意見

- 【機器要件】アルコール検知器の使用時の静止画又は動画について
アルコール測定と血圧・体温の測定を予め済ませ、その後点呼機器により点呼を実施する運用も想定されることから、「体温・血圧の測定時の静止画又は動画の撮影・保存」もなりすまし防止の観点で追加してはどうか。

対応方針



- アルコール測定について、業務前自動点呼においては点呼の実施前に予め測定した結果を用いることを認めないこととします。一方、体温・血圧の測定については測定値の有効時間を設定することで、点呼の実施前に予め測定した結果を用いることを可能とします。
- 体温・血圧の測定時は、なりすまし防止の観点から生体認証を求めています。が、即刻運行中止となるアルコール検知と比較すると、なりすましを働くインセンティブが少なく、また、体温・血圧の測定中であることが分かる静止画又は動画の機器での記録は容易ではないことから、ご指摘の記録・保存に係る要件は点呼機器には求めないこととします。
- なお、なりすまし等の不正の防止のために施設環境要件で求めるビデオカメラその他の撮影機器の設置により、体温・血圧の測定時の様子は確認できるよう求めることとします。

ご意見

- 【運用上の順守事項】③運転者の体温及び血圧の平常時の取得と設定について
取得と設定の主語は事業者でよいか。
この場合、【機器要件】基本要件②に、「運行管理者が設定する各運転者ごとの平常時の体温・血圧の値」とあるが、各運転者の平常時の体温・血圧の値を入力するのは運行管理者のみの業務と定義する、という理解でよいか。

対応方針



- 運転者の体温及び血圧の平常時の値を取得するのは事業者とし、点呼に用いる体温及び血圧の値を設定するのは運行管理者の業務といたします。

ご意見

- 業務前自動点呼の実施場所について
点呼告示第8条第2項（業務後自動点呼の実施）において、「運行を終了した場所が当該運転者等の所属する営業所または当該営業所車庫でない場合」について規定されており、業務後自動点呼は営業所または車庫以外で終了できる。この場合の運行再開時には「業務前自動点呼」ができないこととなるが、この場合の措置はどう示すのか？

対応方針



- 先行実施においては業務前自動点呼の被点呼実施場所を営業所又は車庫としており、営業所又は車庫以外で運行を再開する場合には遠隔点呼等その他実施が認められている点呼を実施していただくことを想定していました。
- 一方、業務前自動点呼の「事業用自動車内、待合所、宿泊地等での実施」について、**実施場所拡大に係る機器・システムが満たすべき要件、施設・環境要件、運用上の遵守事項は業務後自動点呼の実施場所拡大の検討内容及び要件を準用できることが想定され、事業者からのニーズもあることから今回の制度化において含めてよいか議論させていただきたい。**

[業務前自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

1. 業務前自動点呼に関する基本要件

- ★ ① 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び運転者が測定を行っている様子の静止画又は動画を、自動的に記録及び保存する機能を有すること。
- ② 運転者の健康状態に関する体温・血圧の測定結果、運行管理者が設定する各運転者ごとの平常時の体温・血圧の値との差異を自動的に記録及び保存する機能を有すること。
- ③ 業務前自動点呼に用いる運転者の健康状態に関する体温・血圧の測定結果については有効時間を設定することができ、一定期間経過した測定結果は無効として再測定を求める機能を有すること。
- ④ 運転者の疾病・疲労・睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれに関する自己申告結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑤ ②④の結果、安全な運転をすることができないおそれの有無について自動的に判定を行う機能を有すること。なお、判定基準は運行管理者が運転者ごとに設定できる機能を有すること。
- ⑥ 運転者が従事する運行の業務に係る事業用自動車の日常点検の確認結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑦ 特定自動運行保安員が従事する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑧ 運行管理者が伝えるべき指示事項を、運転者または特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）毎に伝達する機能を有すること。
- ⑨ 業務前自動点呼に必要な全ての確認、判断及び記録がなされた場合、点呼が完了したことを運転者等が明確にわかるように表示する機能を有すること。
- ★ ⑩ 運転者等毎の点呼の実施予定・実施結果を確認できる機能を有すること。

[業務前自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

2. なりすましの防止

- ★ ① 事前に登録された運転者等以外の者が点呼を受けられないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。
- ② 酒気帯びの状況に関する測定時及び体温・血圧の測定時には、点呼を受ける運転者以外の者が測定できないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。

3. 運行管理者の対応が必要となる際の警報・通知等

- ★ ① 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者に対して警報、通知を発した上で、点呼を完了させないこと。
- ② 運転者の健康状態に関する測定結果及び自己申告の結果、安全な運転ができないおそれがあると機器によって判定された場合には、運行管理者に対して警報、通知を発した上で、点呼を中断させること。
また、機器によって点呼が中断された場合、点呼に責任を持つ運行管理者がその内容を確認し、運行の安全確保に支障がないと判断した場合、当該運行管理者が点呼を再開することができる機能を有すること。
- ③ 運転者が従事する運行の業務に係る事業用自動車の日常点検の確認の結果、異常が認められた場合には、運行管理者に対して警報、通知を発した上で、点呼を完了させないこと。
- ④ 特定自動運行保安員が従事する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果、異常が認められた場合には、運行管理者に対して警報、通知を発した上で、点呼を完了させないこと。
- ★ ⑤ 運転者等ごとの点呼の予定時刻を設定し、当該予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対して警報、通知を発すること。

[業務前自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

4. 点呼結果、機器故障時の記録

- ① 点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し、かつその記録を1年間保持できる機能を有すること。
 - (1) 当該点呼に責任を持つ運行管理者の氏名及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 運転者等の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - (3) 点呼日時
 - (4) 点呼方法
 - (5) アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
 - (6) アルコール検知器の使用時の静止画又は動画
 - (7) 運転者等が点呼を行っている様子の静止画又は動画
 - (8) 運転者の体温、血圧の測定結果及び運行管理者が設定した運転者ごとの平常時の値と測定結果との差異
 - (9) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無についての確認結果
 - (11) 運行に使用する車両の日常点検の確認結果
 - (12) 特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認結果
 - (13) 運行管理者が、運転者等に伝える指示事項
 - (14) 当該点呼を中断、再開した場合の理由とその判断を行った運行管理者の氏名
 - (15) 運行管理者が、当該運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合の理由及び代替措置の内容
 - (16) その他必要な事項

[業務前自動点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

4. 点呼結果、機器故障時の記録

- ★ ② 当該機器の故障が発生した際、故障発生日、時刻、故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保持できる機能を有すること。
- ★ ③ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録の修正ができないこと、又は修正をした場合であっても修正前の情報が残り消去できない機能を有すること。
- ★ ④ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録を出力できること。出力について機器・システムで保存された内部形式のまま大量一括に、CSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。

[業務前自動点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

施設・環境要件

- ① なりすまし、アルコール検知器及び健康状態測定機能を有する機器の不正使用を防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が業務前自動点呼を受ける運転者等の全身を業務前自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認することができること。

[補足] 先行実施においては営業所・車庫での実施のみであった

■ 業務前自動点呼の事業用自動車内、待合所、宿泊地等での実施について

令和5年度 第3回 運行管理高度化WG 資料引用

遠隔点呼・業務後自動点呼の監視カメラの考え方について

ドライブレコーダーでの映像

スマホカメラの活用

天井部の映像

左側の映像

右側の映像

後部の映像

足元の映像

点呼で使用するスマートフォン等で周囲の状況を映す

遠隔点呼・業務後自動点呼の監視カメラの考え方について

(自動点呼・現状)

営業所・車庫に備付の監視カメラ

遠隔点呼同様、監視カメラの要件が必要となるが、遠隔点呼と同様の課題あり。

業務後自動点呼を行う機器を操作している一連の様子及びアルコール検知器使用時の周囲の様子をノートパソコンのウェブカメラ等により録画を行い、その様子を運行管理者が業務後点呼実施後に確認することを求めることで、監視カメラと同等の効果とする。

遠隔点呼及び業務後自動点呼については、機器を操作している一連の様子及びアルコール検知器使用時の周囲の様子をビデオカメラその他の撮影機器により録画を行い、その様子を点呼実施後に確認することで、監視カメラと同等の効果としている。
 業務前自動点呼においては上記に加え、体温及び血圧の測定の様子についても測定時及び測定時の周囲の様子をビデオカメラその他の撮影機器により録画を行い、その様子を点呼実施後に確認することで、監視カメラと同等の効果とすることができることが考えられる。

[運用上の遵守事項]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

1. 業務前自動点呼実施に係る申請

- ★ ① 業務前自動点呼を実施しようとする事業者は、管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、業務前自動点呼の実施前までに必要事項を記載した申請書を提出すること。
- ★ ② 提出した申請書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に申請書を提出すること。
- ★ ③ 業務前自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に届出書を提出すること。

[補足]業務後自動点呼とは申請を分けることとする

[運用上の遵守事項]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

2. 事業者、運行管理者等に係る遵守事項

- ★ ① 事業者は、業務前自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運転者等、運行管理者等及びその他の関係者に周知すること。
- ★ ② 事業者は、業務前自動点呼に用いる機器を常時有効に保持すること。常時有効に保持とは、正常に動作し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、機器の製作者が定めた取扱に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
- ★ ③ 事業者は、所定の場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼に用いる機器を所定の場所から持ち出されないように必要な措置を講じること。
- ★ ④ 業務前自動点呼の運用に伴う責任は事業者、運行管理者が負うことから、機器の使用方法等について運転者等、運行管理者等及びその他の関係者が適切に使用できるように教育体制を整えること。
- ★ ⑤ 運行管理者等は、各運転者等の業務前自動点呼の実施予定・実施結果を適切に確認し、点呼の未実施を防止すること。
- ★ ⑥ 運行管理者等は業務前自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、適切な措置を講じることができる体制を整えること。
- ★ ⑦ 運行管理者は、各運転者等に必要な指示を適切に行うこと。
- ★ ⑧ 運行管理者は、各運転者等に必要な指導を適切に行うこと。
- ⑨ 事業者は、運転者が運行に要する携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整えること。

[運用上の遵守事項]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

3. 非常時の対応

- ★ ① 酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整えること。
- ★ ② 運転者の健康状態に関する測定結果及び自己申告の結果、安全な運転ができないおそれがあると機器によって判定された場合には、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整えること。
- ③ 運転者が従事する運行の業務に係る事業用自動車の日常点検の確認の結果、異常が認められた場合には、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整えること。
- ④ 特定自動運行保安員が従事する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認の結果、異常が認められた場合には、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整えること。
- ⑤ 緊急を要する報告については、運行管理者から運転者等に適切に報告できる体制を整えること。
- ★ ⑥ 緊急を要する報告については、運転者等から運行管理者に適切に報告できる体制を整えること。
- ★ ⑦ 当該機器の故障等で業務前自動点呼の実施が困難になった場合は、当該営業所で実施が認められている点呼を実施できる体制を整えること。

4. 個人情報管理に係る事項

- ★ ① 運転者等の認証機能に必要な生体情報等、個人情報扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。

[運用上の遵守事項]

★ : 業務後自動点呼の要件を準用

5. その他

- ① 業務前自動点呼を実施しようとする事業者は、国土交通省の認定を受けた業務前自動点呼機器を使用すること。
- ② 事業者は、長期間（おおむね1ヶ月以上）自動点呼のみを受け、運行管理者と対面しない運転者等に対しては、1ヶ月に1回程度は対面で当該運転者等と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者等の安全運転の遵守等に努めること。
- ③ 事業者は、業務前自動点呼を開始するにあたり、開始前までに運転者の健康状態に関する体温及び血圧の平常時の値を10日分程度取得し、業務前自動点呼で用いる運転者ごとの健康状態に関する平常時の値を把握しておくこと。また、健康状態に関する平常時の値は、健康診断の結果等を参考に定期的に確認し、随時見直すこと。

[補足]5.その他②については「業務前自動点呼」のみならず、「業務後自動点呼」についても同じことが言えるため、今回の改正で織り込みを検討

- 本日の議論結果を元に制度化に向けた作業を進めていく。
- 先行実施事業者に対しては、実施期間が令和7年3月31日までとなっていることから、制度化切替までの猶予期間として、令和7年12月までの実施を認めることとする。

スケジュール案



論点 業務前自動点呼の制度化に向けた要件について

業務前自動点呼の要件とりまとめ（案）（機器・システムが満たすべき要件、施設・環境要件、運用上の遵守事項）は適切か。

業務前自動点呼の「事業用自動車内、待合所、宿泊地等での実施」を制度化にあたり含めてよいか。

今後の進め方は適切か。